

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成8年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を8年8月1日に訂正するとともに、当該期間に係る標準報酬月額について20万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、A社及びB社において、申立期間のうち平成8年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を8年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額について、A社とB社での基本給（合わせて40万円）に基づき41万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年9月1日まで

申立期間当時は、兄が経営するA社から、関連会社のB社に異動した時期であったと思う。

私自身はA社からB社へと空きがなく継続して勤務し、当時の給与明細も持っている。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持するA社発行の平成8年7月分の給与明細書により、申立期間のうち8年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料について、申立人は、当該事業所において、基本給20万円に基づき保険料1万6,500円を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立人が所持するB社発行の平成8年8月分の給与明細書により、申立期間のうち8年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料について、申立人は、当該事業所において、基本給30万円に基づき保険料2万5,369円を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録等により、申立人は、申立期間直後の平成8年9月1日から11年8月1日までの厚生年金保険料について、「同時に二以上の事業所又は事務所に使用される被保険者」として、A社及びB社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるとともに、申立人のB社での8年8月分の給与（基本給30万円）から控除された保険料額は、基本給40万円を基準として按分計算された金額と一致している上、A社の事業主は申立人への8年8月分の給与支給及び保険料控除をうかがわせる供述をしていることなど、申立人は、A社においても、事業主により給与（基本給10万円）から8年8月1日から同年9月1日までの期間の保険料を控除されていたものと推認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、平成8年9月1日にB社は適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち8年8月1日から同年9月1日までの期間については適用事業所としての記録が無いものの、当該期間において同社は既に法人として存在しており、当時の厚生年金法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成8年8月1日から同年9月1日までの期間については、「同時に二以上の事業所又は事務所に使用される被保険者」として、A社及びB社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

3 A社の事業主が、申立人の平成8年7月31日から同年8月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を8年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A社の事業主及びB社の事業主が、申立人に係る平成8年8月1日から同年9月1日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両事業主とも不明としているが、i) A社において、申立人が8年8月1日付けで、再度、厚生年金保険の被保険者となった事実は確認できないこと、ii) B社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは8年9月1日であることから、社会保険事務所は、両事業所に対して、申立人に係る8年8月1日から同年9月1日までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、各事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案414

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年10月まで

私が20歳になった時に、母が私の国民年金加入手続を行い、納付組織を通じて国民年金保険料を納付してくれていたはずである。40年間納付したつもりだったのに、最初の19か月分の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和38年11月8日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しも、同年11月中と推認できることから、同月から申立人の母親が納付し始めたと考えるのが自然であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案415

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年7月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年7月まで
② 昭和55年12月から56年3月まで

申立期間当時は地区の常会の人が、町役場に代わり集金をしていた。父は町議会議員をしていたので、立場上、子供の年金を払わない訳にはいかない。両親の記録は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年10月以降に払い出されたものと推認され、この時点で、申立期間の国民年金保険料を過年度納付すること及び特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から58年3月まで
厚生年金保険の資格喪失後、近所に住んでいた私の父親が国民年金の再加入手続をしてくれたはずである。国民年金保険料の納付に関しては、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間について、妻の記録が納付済みであるにもかかわらず、私の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への再加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金再加入手続を行ったとする申立人の父親も既に死亡していることから、国民年金の再加入状況等は不明である。

また、A市区町村が保管している被保険者名簿によれば、申立人の国民年金への再加入手続は、昭和58年8月8日に行われたものと推認でき、当該時点では、申立期間のうち、48年4月から56年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料を合わせて納付していたとする申立人の妻は、当該期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたとすることから、申立人の昭和56年7月から58年3月までの過年度納付となる国民年金保険料を供述どおりの方法で納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から62年6月まで
② 昭和63年10月から平成3年1月まで

申立期間については、A社に勤務し、同社からB国のプラントへ約3年間（申立期間①）、C国のプラントへは約2年半（申立期間②）派遣されていた。

申立事業所からこれらのプラントに派遣されていたのは私一人であるが、本社でプラントへの派遣に関する業務を担当していた者を覚えている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る雇用保険被保険者記録及び申立人から提出されたパスポートの写し等から、申立人が、申立てどおり、申立事業所に入社し、海外のプラントにおいて勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所において、申立人が派遣されていたプラントの担当者及び申立人と同じ業務に従事していたとする従業員の供述によると、申立期間当時、必ずしも海外に派遣していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立事業所において昭和50年4月1日から平成12年7月21日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

さらに、申立人は、自身の派遣先での同僚はおらず、前任者・後任者とも記憶していないことから、これらの者に当時の状況を確認することができない。

加えて、申立事業所は、平成13年5月に適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、申立期間について申立事業所における厚生年金保険加入記録がある複数の者から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成9年10月から11年7月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、平成11年8月から同年10月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から10年8月まで
② 平成10年9月から11年7月まで
③ 平成11年8月から同年10月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②については、それぞれ平成9年11月11日及び11年10月28日に標準報酬月額が訂正されているが、このような報酬額の変更を行った記憶は無く、報酬額が月額25万円を下回ったこともないので、申立期間の標準報酬月額を適正に訂正してほしい。

また、申立期間③については、資格喪失日が平成11年8月26日とされているが、私自身は、申立事業所を同年11月30日に退職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立期間において申立事業所の取締役としての身分を有し、現金を取り扱っていたとしていることや、申立事業所の税務・会計及び社会保険関係業務を代行していた税理士事務所元担当者の供述から判断すると、申立人が、申立事業所の取締役として、報酬額の決定及び社会保険関係業務に全く関与していなかったとは考え難い。

また、申立事業所は平成11年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人及び前記税理士事務所とも、役員報酬明細書等の

関連資料を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、申立期間①及び②について、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期に事業主（申立人の夫）の標準報酬月額に係る訂正処理が行われているが、申立人は、時期は特定できないものの、仕事量の減少に伴い自分と事業主の報酬額を減額したことを認めている。

申立期間③については、税理士事務所の元担当者の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る処理が平成11年8月31日に行われている上、当該資格喪失処理日に申立人の健康保険被保険者証が回収されたことが確認でき、一連の手續に不自然さは認められない。

また、申立事業所の元事業主（申立人の夫）から供述を得ることができない上、申立内容を裏付ける資料（人事記録、給与台帳等、役員報酬明細書等）も確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年4月1日まで
② 昭和31年2月1日から32年1月31日まで

昭和28年3月にA高校を卒業し、同年4月にB社（出張所）に就職したが、同社での被保険者記録は、29年4月以降しか確認できず納得できない（申立期間①）。

また、B社を退職した際に、失業保険を受給したことを記憶しており、同社を退職し6か月以上経過した後にC社へ就職した。

C社では、いつからいつまで勤務したかははっきりと覚えていないが、申立期間②頃に1年くらい勤務したと思う。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係るB社出張所の本社は、「申立期間当時の社員名簿、賃金台帳等は保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立期間に当該事業所が、申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

また、申立人が記憶している当該事業所の同僚3人は死亡や所在が不明であるため当時の事情等を聴取することができない上、他の複数の同僚に文書による照会を行ったが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、B社出張所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和29年3月1日であり、申立期間①のほとんどの期間について当該事業所は厚生年金保険の適用事業所では無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が厚生

年金保険被保険者資格を取得した以前に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

- 2 申立期間②に係るC社は「申立期間当時の資料は一切保管しておらず、当時在籍していた社員も全員が退職しており、当時の事情は分からない」と回答しており、申立期間に当該事業所が、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた複数の同僚に文書による照会を行ったところ3人から回答があったが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない上、申立人が当該事業所において、申立期間以前の昭和30年2月2日から30年12月1日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月から29年6月まで

昭和27年12月頃にA事業所のB部に採用され働き始めた。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者期間が昭和29年7月1日からとなっているので、調査の上、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所発行の辞令書等から、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所によれば、当時の賃金台帳等は保管されておらず厚生年金保険の取扱い等も不明としている上、当時の同僚複数に照会したが、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立事業所において昭和26年10月から29年7月までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者13人（申立人を含む。）について採用日等を調査した結果、このうちの12人（申立人を含む。）が採用日から数か月、あるいは数年経過した後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるなど、当時、事業主は必ずしもすべての者を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和26年8月1日から29年7月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得者に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。